

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

令和元年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられました。この引き上げ分の地方消費税収については、その用途を明確化し、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和5年度決算における地方消費税交付金の用途については次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分91,712 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費985,025 千円

(単位:千円)

事業名		令和5年度 決算額	うち人件費等	社会保障 施策費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
		A	B		国(県)支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	585,352	64,953	520,399	232,962	12,600	3,541	271,296	25,259
	老人福祉費	474,669	9,376	465,293	42,891	0	16,385	406,017	37,803
	児童福祉費	198,683	111,409	87,274	50,205	3,300	11,789	21,980	2,046
	小計	1,258,704	185,738	1,072,966	326,058	15,900	31,715	699,293	65,108
衛生費	保健衛生費	602,235	41,554	560,681	23,234	244,000	7,715	285,732	26,604
	小計	602,235	41,554	560,681	23,234	244,000	7,715	285,732	26,604
合計		1,860,939	227,292	1,633,647	349,292	259,900	39,430	985,025	91,712

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。